

2020年5月15日

各位

会社名 オンキヨー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大舘宗徳
(JASDAQ・コード6628)
問合せ先
役職・氏名 取締役 林 亨
電話 06-6747-9170

株式の併合に関するお知らせ

当社は2020年5月15日付の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第10期定時株主総会に、株式の併合（5株を1株に併合）（以下、「本株式併合」といいます。）について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 過去の経緯及び現状について

当社は経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、ホームAV製品の分野において、高品質な製品をグローバルに展開し、長年培ったオーディオ技術と最新のデジタル技術を融合した製品を数々発売し、国内外の市場で高い評価を獲得してまいりましたが、急激な市場変化に対応すべく、事業構造の見直しや経営資源配分の最適化等、各種施策を実施しております。

2015年3月には、当社とパイオニアグループのホームAV事業を統合して、AV製品の開発、生産において大幅な効率化により収益の拡大を図るとともに、新たにデジタルライフ事業（以下、DL事業：ヘッドホン、イヤホン等のモバイル機器）をセグメントに追加して、事業の拡大を図っております。2016年12月29日発行の第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債で調達した約600百万円は、DL事業の製品開発及び競争力強化に使用し、現在市場の主流となっている完全ワイヤレスイヤホンの開発にもいち早く取り組みました。その結果、オーディオメーカーとしては、異例であるファッションブランド「サマンサタバサ」とのコラボ商品やアニメ作品とのコラボ商品を発売し、好評をいただいております。

また、当社技術を活用できる新分野として、AI（人工知能）対応製品の開発にもいち早く取り組みました。2017年3月30日発行の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債で調達した資金ではスマートスピーカーの開発を行い、2017年11月より自社ブランドのスマートスピーカーを日米欧で販売を開始しました。2017年8月17日発行の第3回新株予約権で調達した資金では、スマートスピーカーの技術を応用した首掛けタイプのAIスマートウェアラブル（ウェアラブル：装着型）等を開発、2018年9月には各種AIソリューションのための基盤・モジュールの開発のため米国DTS, INC.と資本業務契約を締結し、同社を割当先とする新株式を発行しました。AI事業の新規事業分野、とりわけOEM（Original Equipment Manufacturing：相手先ブランド製造）分野等へ展開するためのAI関連機器量産化に係る準備諸費用及び運転資金の確保を目的とした2019年3月18日発行の第5回及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）で調達した資金では、ハンズフリーのネックスピーカー型デバイスを含む「対話音声テキスト化システム」を開発し、スマート農業の推進を行う実証実験や音声認識システムを活用したコールセンター業務システムの提案を行っております。

上記のDL事業強化やAI技術開発及びOEM分野等への展開を目的に、合計68,696,030株の発行をし、現在までに約5,600百万円の調達を行っておりますが、当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

2019年5月には、市場の縮小傾向が継続するホームAV事業に関して、グローバル規模で再編し、オンキヨーブランドの価値向上及び競争力を強化すべく、Sound United LLCのグループにこれを譲渡すること（以下、「本事業譲渡」といいます。）を決議いたしました。関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認等様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、譲渡契

約を終了し本事業譲渡を中止するにいたりました。本事業譲渡の完了に遅れが生じてきた 2019 年 8 月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社 S B I 証券（本店所在地：東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 代表取締役社長：高村 正人）に対する第三者割当による第 7 回新株予約権の発行を決議し、2019 年 9 月 9 日以降、第 7 回新株予約権の行使が順次行われ、約 1,300 百万円の資金調達を行いました。2019 年 11 月末時点で 6,162 百万円の営業債務の支払い遅延が存在している状況でした。

このような状況に鑑みて、合理化策を策定し実行に移しておりますが、直近の営業債務の支払い状況を改善するために、当社は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区、代表取締役：ショーン・ローソン）から、2019 年 12 月 25 日付で総額 500 百万円の借入を行うとともに、2019 年 12 月 27 日付「第三者割当による新株式、第 6 回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第 9 回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUND を割当予定先とする新株式、第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行を決議いたしました。2020 年 1 月 17 日以降、第 8 回新株予約権の行使並びに第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株式の発行が順次行われ、2020 年 4 月 30 日時点で総額約 1,636 百万円の調達が完了しております。

上記の営業債務への支払いを目的とした資金調達との関係では、当社普通株式合計 144,323,276 株を発行し、現在までに約 3,000 百万円の調達がなされております。

以上の結果、2016 年 3 月 31 日における当社の発行済株式総数は 81,303,965 株でありましたが、当該時点以降、当社普通株式数は 213,027,706 株増加し、2020 年 4 月 30 日現在における当社の発行済株式総数は 294,331,671 株となっております。

また、上述の各種エクイティファイナンスにより大量の株式発行を行った影響に加え、当社事業をとりまく外部環境及び市場の変化は激しく、それに伴う、構造改革や合理化策を実施してもなお業績が改善できていない状況、さらには、2020 年以降の世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことにより、当社の 2020 年 4 月における月間終値平均株価は 10.19 円と 10 円付近で推移し、上場維持が危ぶまれる状況（※）となっております。

※ 株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 604 条の 2 第 1 項第 1 号並びに同「有価証券上場規程施行規則」第 603 条の 2 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号では、月末終値又は月間終値平均が 10 円未満となった場合において、3 ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が 10 円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。当社の株価は、2020 年 4 月の月間終値平均が 10.19 円、直前営業日である 2020 年 5 月 14 日の終値が 16 円であり、月末終値又は月間終値平均が 10 円未満となった場合には、上場廃止の猶予期間に入ることとなり、さらにその後 3 ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が 10 円以上とならなかった場合には上場廃止が決定する状況であります。

2. 最近 5 年間の発行済株式数及び資本金の推移

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式総 数残高	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減残高 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015 年 11 月 24 日	8,080,600	81,303,965	513	4,011	513	3,347
2017 年 2 月 22 日	5,309,730	86,613,695	300	4,311	300	3,647
2017 年 8 月 21 日～ 2017 年 8 月 31 日	5,929,500	92,543,195	607	4,919	607	4,255
2017 年 9 月	4,070,500	96,613,695	372	5,292	372	4,628

1日～2017年9月12日						
2017年10月31日	7,936,500	104,550,195	500	5,792	500	5,128
2018年9月19日	7,000,000	111,550,195	315	6,107	315	5,443
2019年3月19日～2019年3月31日	3,600,000	115,150,195	83	6,191	83	5,527
2019年4月3日～2020年4月26日	10,000,000	125,150,195	185	6,376	185	5,712
2019年5月8日～2019年5月22日	11,155,000	136,305,195	165	6,542	165	5,877
2019年6月17日～2019年6月18日	9,094,800	145,399,995	189	6,732	189	6,068
2019年7月10日	150,000	145,549,995	3	6,735	3	6,071
2019年8月22日	4,350,000	149,899,995	100	6,836	100	6,172
2019年9月9日～2019年9月25日	7,020,000	156,919,995	142	6,978	142	6,314
2019年10月1日～2019年10月31日	10,950,000	167,869,995	190	7,169	190	6,504
2019年11月1日～2019年11月29日	11,000,000	178,869,995	182	7,351	182	6,686
2019年12月2日～2019年12月9日	11,000,000	189,869,995	167	7,519	167	6,855
2020年1月6日～2020年1月31日	18,838,668	208,708,663	211	7,730	211	7,066
2020年2月4日～2020年2月20日	18,397,204	227,105,867	175	7,905	175	7,241
2020年3月2日～2020年3月25日	47,225,804	274,331,671	356	8,261	332	7,573
2020年4月13日	20,000,000	294,331,671	100	8,361	80	7,653

3. 過去5期の当社の状況

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高(百万円)	35,563	64,392	55,882	51,533	43,836
経常損失(△)(百万円)	△3,483	△2,241	△458	△1,947	△1,676
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△4,060	△1,126	△752	△3,426	34
包括利益(百万円)	△4,499	△1,801	△846	△2,801	△894
純資産額(百万円)	3,485	2,897	2,676	2,701	2,572
総資産額(百万円)	29,077	32,316	29,789	31,671	21,003
1株当たり純資産額(円)	44.15	30.97	25.51	21.43	19.77
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△64.58	△14.89	△9.24	△35.95	0.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	-	0.32
自己資本比率(%)	11.1	7.8	7.4	7.0	10.8
自己資本利益率(%)	-	-	-	-	1.5
株価収益率(倍)	-	-	-	-	150.0

4. 過年度のエクイティ・ファイナンスの状況

過年度のエクイティ・ファイナンスにつきましては、第三者割当による新株式及び新株予約権等の発行です。

年月	資金調達額	発行株式数	発行済株式総数
2016年3月期中	1,017,236,200	8,080,600	81,303,965
2017年3月期中	595,000,000	5,309,730	86,613,695
2018年3月期中	2,958,806,000	17,936,500	104,550,195
2019年3月期中	796,700,000	10,600,000	115,150,195
2020年3月期中	4,087,259,600	159,181,476	274,331,671

5. 株式併合の目的

本株式併合は、以下に記載のとおり、上場廃止のおそれを払拭するための株価状況の改善、発行済株式総数の適正化、投資環境の整備及び株式管理コストの削減のために行うものであり、特定の株主様を優遇することや特定の株主様を排除することを目的として行うものではありません。

当社は、本株式併合を実施する場合に、本株式併合の効力発生日時点において当社株式を5株未満の数量で保有している株主様（以下、「5株未満株主様」といいます。）、5株以上100株未満の数量で保有している株主様（以下、「単元未満株主様」といいます。）、100株以上500株未満の数量で保有している株主様（以下、「併合後単元未満株主様」といいます。）のような少数株主の皆様が被る不利益は、i) 売買機会を逸失すること、ii) 保有機会を逸失すること、iii) 議決権の行使機会を逸失することと考えております。

5株未満株主様におかれましては、本株式併合により保有機会そのものが失われます。2020年3月31日時点の株主名簿を前提にすると、5株未満株主様の数は273名で、その保有株式数は合計441株であり、当社の株主総数42,332名に占める比率は0.645%で、発行済株式総数274,331,671株に占め

る比率は 0.000%となります。また、2020 年 3 月期における当社の株価平均は 40.95 円、同期における当社の時価総額平均は 13,702,866,966.45 円であり、5 株未満株主様の保有株式数合計に基づく時価総額は 18,058.95 円であるため、その比率は 0.000%となっております。5 株未満株主様 1 名当たりの保有株式数は平均 1.615 株となるため、1 人当たり 66.15 円の保有機会を逸失するものであり、絶対的な金額としても高くはないものと考えております。5 株未満株主様の人数、保有株式数及び時価総額が、それぞれ全体に対して占める比率がいずれも 1%未満であることから、市場に混乱を与える可能性や程度は低いと考えておりますが、当社としては 5 株未満株主様を軽視するつもりは全くございません。効力発生日までは従来どおり会社法に基づく単元未満株式の買取請求の機会を提供しつつ、最終的には金銭をお支払いすることになります。

単元未満株主様におかれましては、本株式併合により保有機会を逸失することはありませんが、引き続き売買機会や議決権の行使機会がありません。2020 年 3 月 31 日時点の株主名簿を前提にすると、単元未満株主様の数は 2,290 名で、その保有株式数は合計 149,006 株であり、当社の株主総数 42,332 名に占める比率は 5.410%で、発行済株式総数 274,331,671 株に占める比率は 0.054%となります。単元未満株主様につきましては、会社法第 192 条第 1 項及び当社定款第 9 条の規定に基づき、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。また、同じく会社法第 194 条第 1 項及び当社定款第 10 条の定めによる当社株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数を併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）を請求することができます。

併合後単元未満株主様におかれましては、本株式併合により売買機会や議決権の行使機会が失われます。2020 年 3 月 31 日時点の株主名簿を前提にすると、併合後単元未満株主様の数は 17,348 名で、その保有株式数は合計 2,943,335 株であり、当社の株主総数 42,332 名に占める比率は 40.981%で、発行済株式総数 274,331,671 株に占める比率は 1.073%となります。併合後単元未満株主様につきましては、単元未満株式の買取請求の機会を提供しつつ、前述の単元未満株式の買増しも可能でございます。

本株式併合につきましては、2020 年 6 月 25 日に開催を予定している第 10 期定時株主総会にて、株主の皆様のご判断に委ねることとなります。つきましては、5 株未満株主様及び単元未満株主様に関しては、当該株主総会において議決権を行使できませんが、併合後単元未満株主様に関しては、当該株主総会において議決権を行使できます。また併合後単元未満株主様を含む単元株式を保有している株主様に本株式併合に関しご理解を深めていただき、積極的な議決権行使をいただくため、本開示文書や定時株主総会招集通知はもちろん、ご参考資料として末尾に記載をしております「株式併合についての Q&A」を供することで、十分な情報開示とご説明をさせていただきます。

上述のとおり、本株式併合は特定の株主様を優遇することや特定の株主様を排除することを目的として行うものではなく、株価低迷による上場廃止のリスクを払拭するための株価状況の改善、発行済株式総数の適正化及び当社グループの投資環境の整備、株式管理コストの削減のために行うものであります。本株式併合により、JASDAQ 市場での上場維持を確実にし、株主様が上場廃止により不利益を被るリスクを軽減するとともに、今後、DL 事業の強化や AI 技術開発及び OEM 分野での事業展開の強化によって、株主様にご理解いただける事業活動を行い、株主様や投資家の皆様のご期待に沿える企業となるよう一層の努力をまいります。

(1) 発行済株式総数の適正化及び株価状況の改善

株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 604 条の 2 第 1 項第 1 号並びに同「有価証券上場規程施行規則」第 603 条の 2 第 1 項第 1 号及び同項第 2 号では、月末終値又は月間終値平均が 10 円未満となった場合において、3 ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が 10 円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。当社の株価は、2020 年 4 月の月間終値平均が 10.19 円、直前営業日である 2020 年 5 月 14 日の終値が 16 円であり、月末終値又は月間終値平均が 10 円未満となった場合には、上場廃止の猶予期間に入ることとなり、さらにその後 3 ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が 10 円以上とならなかった場合には上場廃止が決定する状況であります。そのため、株価の状況を改善する方策の一つとして今回、本株式併合を実施したいと考えております。

また、当社の発行済株式総数は、直前営業日である 2020 年 5 月 14 日の JASDAQ 市場の上場企

業の平均上場株式数と比較して約 22.3 倍と多く、また時価総額 1 億円当たりの株式数割合も J A S D A Q 市場の上場企業の状況と比較して約 58.5 倍と高い割合となっております。本株式併合により当社の発行済株式総数の適正化が図られ、1 株当たりの諸指標や株価をより分かりやすくすることで、当社の状況に対するご理解を深めていただくことが可能になるものと考えております。これにより、当社の株式が株式市場において適正に評価され、企業価値の適正評価向上に資するものになることと存じます。

(2) 当社グループの投資環境の整備

当社の 1 円当たりの株価変動率は相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響も小さくないものと認識しております。本株式併合により理論的にはその併合比率に比例して当社株価が上昇することとなりますので、この状況が改善されるものと考えております。

(3) 株式管理コストの削減

当社グループは、①2019 年 11 月におけるホーム A V 事業に関わる国内従業員の約 30%に相当する 100 人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直し（これにより 2020 年 3 月期第 4 四半期から年間約 1,000 百万円の固定費の削減）、②モデル削減や 2021 年 3 月期以降の開発費の削減（これにより年間約 750 百万円の損益改善）、③拠点集約による固定費の削減といった合理化策を実行に移し、経営改革を行っております。このようなグループ全社にわたる経営改革において、株式上場維持費を含む管理部門の経費削減はグループの企業価値向上には欠かせない項目となっております。中でも株主名簿管理人への証券代行手数料等の株式管理コストは、当社の過去のファイナンスに伴う株式数の増加に比例して増加してきており、2020 年 3 月期で約 27 百万円となっております。本株式併合により増加する少数株主の皆様が単元未満株式の買取請求を行い、当社が買取を行うことによって、株式管理コストの削減が見込まれます。

また、招集通知や議決権行使をいただいた株主の皆様に対する優待券発送等の株主総会関連費用も、2020 年 3 月期においては約 23 百万円かかっていましたが、この費用も今後削減されることが予想されます。

6. 株式の併合の意思決定の過程

当社は、本株式併合を検討するに当たり、当社の株主名簿管理人を通じて十分な情報収集を行い、当社から独立した第三者である弁護士等の外部有識者に対し法的助言を求めました。その上で、本株式併合の議案を付議するかどうかの是非について、誠実に検討いたしました。当社は、取締役の善管注意義務の観点を含め検討を重ねた結果、前述の本株式併合の目的のとおり、本株式併合が当社の企業価値を維持するためには必要不可欠であるとの結論にいたりました。そして、当社は、本株式併合が当社の中長期的な企業価値向上の観点から最善の選択肢であり、併合比率が妥当と考えることから株主総会において議案として付議し、既存株主の皆様はその是非についてご判断を仰ぐ必要があると判断し、2020 年 5 月 15 日付取締役会におきまして、2020 年 6 月 25 日に開催を予定している第 10 期定時株主総会に、5 株を 1 株に併合する本株式併合について付議することを決議いたしました。

また、少数株主の皆様への保護に十分配慮したものとすべく、株主の皆様のご判断の前提となる情報開示の充実と株主総会の手続きの適正を十分に確保し、株主の皆様に対して、本開示文書や定時株主総会招集通知はもちろん、ご参考資料として末尾に記載をしております「株式併合についての Q&A」を供することで本株式併合に関するご理解を深めていただき、株主総会の議場においては実質的な審議討論をしていただきたく考えております。

7. 株式の併合後の経営方針等

上述のとおり、当社は、販売管理費の削減を目的として、2019 年 11 月におけるホーム A V 事業に関わる国内従業員の人員削減及び役職ポスト数の見直し、モデル削減及び 2021 年 3 月期以降の開発費の

削減、拠点集約による固定費の削減といった合理化策を実行に移し、経営改革を行っております。

また、ホームAV事業を譲渡する方針は従前より変わりなく、現在、複数の候補先と詳細な協議に入っており、2021年3月期上半期における譲渡合意の締結をし、この対価をもって支払い遅延を大きく解消させることを目指しております。また、当社の持分法適用関連会社である S&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (住所：マレーシア ケダ州) について当社グループが保有する株式の売却に向けた他社との間の具体的な協議や、所有する土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおり、当社が発行済みの新株予約権の行使が想定を下回る状況においても、営業債務の支払い遅延の解消のため、最大限の努力を継続してまいります。

本株式併合後は、昨年度に引き続き、経費・人材配置の見直し等により、更なる販売費及び一般管理費の削減を実施するとともに、売上拡大のための施策として、音声認識といったAI技術を用いたシステム提案や加振器「Vibtone」を用いた新機軸の製品開発及び提案により、既存のオーディオ市場のみならず、生活をより豊かにする新しい価値提案の推進を図ってまいります。これらを通じて更なる企業価値の向上に邁進し、株主の皆様のご期待に応えることのできるよう経営努力をしていく所存であります。

8. 株式の併合の方法

2020年7月22日をもって、2020年7月21日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に普通株式5株につき1株の割合をもって併合します。ただし、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条に基づき、売却を実施し、その代金を、端数の生じた株主様に対してその端数の割合に応じて分配します。

9. 株式の併合により減少する株式数

当社発行済株式総数 (A) (2020年3月31日現在)	274,331,671株
本株式併合による減少株式数 (B) ※1	219,465,337株
本株式併合後の当社発行済株式総数 (A-B)	54,866,334株
本株式併合後の発行可能株式総数※2	216,000,000株

※1. 上記本株式併合による減少株式数は、2020年3月31日現在の発行済株式総数及び株式の併合割合から算出した理論値です。

※2. 2020年6月25日開催予定の第10期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件としております。

10. 株式の併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、2020年3月31日現在の株主名簿における当社株主構成を前提とすれば、総株主数42,332名のうち、併合前の保有株式数が5株未満の株主数273名（その所有株式数の合計は441株）が保有機会を失うこととなります。

なお、本株式併合後に単元未満株式を有することとなる株主様は、会社法第192条第1項及び当社定款第9条の定めによる当社株式取扱規則に定めるところにより、引き続き当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができます。また、同じく会社法第194条第1項及び当社定款第10条の定めによる当社株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数を併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）を請求することができます。

2020年3月31日現在の当社株主構成（普通株式）				
	総株主数	(割合)	発行済株式総数	(割合)
総株主数及び発行済株式総数	42,332	(100.00%)	274,331,671	(100.00%)
5株未満	273	(0.64%)	441	(0.00%)
5株以上	42,059	(99.36%)	274,331,230	(100.00%)

11. 株式の併合の条件

2020年6月25日開催を予定している第10期定時株主総会にて「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

12. 株式併合の日程

(1) 取締役会決議	2020年5月15日
(2) 株主総会決議（特別決議）	2020年6月25日（予定）
(3) 株式併合公告日（官報及び電子公告）	2020年6月30日（予定）
(4) 株式併合基準日	2020年7月21日（予定）
(5) 株式併合の効力発生日	2020年7月22日（予定）

※会社法の規定により基準日となる2020年7月21日の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に本株式併合を行います。

13. 株式併合を行った場合の株主様に対する当社の見解

本株式併合は、前述の「5 株式併合の目的」に記載のとおり、当社グループの投資環境の整備と株式管理コストの削減を含めてはいるものの、上場廃止基準への抵触を免れることを主目的としており、偏に当社業績の不振及びそれによる株価低迷が続いたがために実施するものであり、株主の皆様に対して誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。しかしながら、本株式併合は、企業価値の維持及び今後の配当等を含む機動的かつ柔軟な資本政策を見据えた財務環境を整わせるためには不可欠なものと判断しております。

上記のような経緯による本株式併合でございますが、保有株式数が5株未満の株主様につきましては、本株式併合によりその保有機会を失うこととなり、また、本株式併合後に保有株式数が単元未満となる株主様につきましては、本株式併合により売買機会や議決権の行使機会を失いますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、今後とも経営基盤の一層の強化により株主価値の増大に努め、株主及び投資家の皆様のご期待に応えてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

（ご参考）

1. 当社が実施している株主優待制度につきましては、本株式併合後においても株主様の権利を損なうことがないよう、株主優待贈呈の基準となる保有株式数を併合比率に応じて変更する予定です。
2. 本株式併合の効力発生を条件として、定款上の発行可能株式総数を変更する予定です。
2020年5月15日付の取締役会決議における定款一部変更の議案については、本日付で開示しております、「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

【ご参考】 株式併合に関するQ&A

Q1：株式併合とはどのようなことですか。

A1：株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q2：株式併合の目的は何ですか。

A2：本株式併合は、以下に記載のとおり、当社グループの財務基盤及び投資環境の整備、発行済株式総数の適正化及び株価状況の改善、株式管理コストの削減のために行うものであります。具体的には下記に記載のとおりです。

(1) 発行済株式総数の適正化及び株価状況の改善

株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第604条の2第1項第1号並びに同「有価証券上場規程施行規則」第603条の2第1項第1号及び同項第2号では、月末終値又は月間終値平均が10円未満となった場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。当社の株価は、2020年4月の月間終値平均が10.19円、直前営業日である2020年5月14日の終値が16円であり、月末終値又は月間終値平均が10円未満となった場合には、上場廃止の猶予期間に入ることとなり、さらにその後3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には上場廃止が決定する状況であります。そのため、株価の状況を改善する方策の一つとして今回、本株式併合を実施したいと考えております。

また、当社の発行済株式総数は、直前営業日である2020年5月14日のJASDAQ市場の上場企業の平均上場株式数と比較して約22.3倍と多く、また時価総額1億円当たりの株式数割合もJASDAQ市場の上場企業の状況と比較して約58.5倍と高い割合となっております。本株式併合により当社の発行済株式総数の適正化が図られ、1株当たりの諸指標や株価をより分かりやすくすることで、当社の状況に対するご理解を深めていただくことが可能になるものと考えております。これにより、当社の株式が株式市場において適正に評価され、企業価値の適正評価向上に資するものになると存じます。

(2) 当社グループの投資環境の整備

当社の1円当たりの株価変動率は相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響も小さくないものと認識しております。本株式併合により理論的にはその併合比率に比例して当社株価が上昇することとなりますので、この状況が改善されるものと考えております。

(3) 株式管理コストの削減

当社グループは、①2019年11月におけるホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直し（これにより2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円の固定費の削減）、②モデル削減や2021年3月期以降の開発費の削減（これにより年間約750百万円の損益改善）、③拠点集約による固定費の削減といった合理化策を実行に移し、経営改革を行っております。このようなグループ全社にわたる経営改革において、株式上場維持費を含む管理部門の経費削減はグループの企業価値向上には欠かせない項目となっております。中でも株主名簿管理人への証券代行手数料等の株式管理コストは、当社の過去のファイナンスに伴う株式数の増加に比例して増加してきており、2020年3月期で約27百万円となっております。本株式併合により増加する少数株主の皆様が単元未満株式の買取請

求を行い、当社が買取りを行うことによって、株式管理コストの削減が見込まれます。

また、招集通知や議決権行使をいただいた株主の皆様に対する優待券発送等の株主総会関連費用も、2020年3月期においては約23百万円かかっていましたが、この費用も今後削減されることが予想されます。

Q3：株主の所有株式数や議決権数はどのようになりますか。

A3：株主様の株式併合後のご所有株式数は、2020年7月21日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例1	5,000株	50個	1,000株	10個	なし
例2	4,400株	44個	880株	8個	なし
例3	2,909株	29個	581株	5個	0.8株
例4	1,000株	10個	200株	2個	なし
例5	464株	4個	92株	0個	0.8株
例6	1株	0個	0株	0個	0.2株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記例3、例5及び例6のような場合は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は、2020年9月下旬以降にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前の所有株式数が5株未満の場合（上記例6のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

Q4：端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A4：株式併合の効力発生（2020年7月22日）前に、単元未満株式の買取りや買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5：株式併合により単元未満株式が生じます。併合後も買取りや買増しはできますか。

A5：当社は、単元未満株式の買増し制度を導入しております。そのため、株式併合（2020年7月22日）後においても、単元未満株式の買取りや買増し制度のご利用は可能です。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、法律上、株主様が、単元未満株式の買増し制度を利用し、当社に株式の買増しの請求をされた場合でも、その時点で当社が自己株式を保有していない場合には、当社は自己株式を譲渡する義務を負わないことになるため、ご留意ください。

Q6：株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A6：株式併合により、所有株式数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の

資産価値に変動はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q7：今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A7：次のとおりに予定しております。

2020年6月25日 定時株主総会

2020年7月22日 株式併合の効力発生日

2020年9月下旬（予定） 端数株式処分代金のお支払い開始

Q8：株主は何か手続きをしなければならないですか。

A8：特に必要なお手続きはございません。なお、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただく場合の具体的お手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

※お問合せ先※

株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社又は下記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先

〒541-8502

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話：0120-094-777（通話料無料）

（受付時間：土・日・祝祭日を除く平日 9：00～17：00）

以上